

# 展示会における知的財産権保護弁法

2006年1月10日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 展示会における知的財産権保護弁法

(2006年1月10日商務部、国家工商総局、国家版權局、国家知識産権局令第1号公布)

## 第一章 総則

第一条 展示会期間における知的財産権の保護強化、展示業の秩序維持、展示業の健全な発展の推進のため、『中華人民共和國対外貿易法』、『中華人民共和國専利法』、『中華人民共和國商標法』、『中華人民共和國著作権法』および関係する行政法規等に基づき、この弁法を制定する。

第二条 この弁法は中華人民共和国内で主催される各種経済・技術の貿易展覧会、展示販売会、博覧会、交易会、展示会等の活動において、専利、商標、著作権に関する保護に適用される。

第三条 展示会の管理部門は、展示会期間の知的財産権に対する保護の協調、監督、検査を強化し、展示会の正常な交易秩序を維持しなければならない。

第四条 展示会主催者は、法律に則り知的財産権の権利者の合法權益を維持しなければならない。展示会主催者は出展企業を募集する時、出展者に対する知的財産権に関する保護と、出展項目（展示品、展示パネルおよび関係する宣伝資料等）の知的財産権状況に対する審査を行わなければならない。展示会期間中、展示会主催者は知的財産権の行政管理部門による知的財産権の保護に積極的に協力しなければならない。

第五条 出展者は合法的に出展し、他人の知的財産権を侵害してはならず、知的財産権の行政管理部門または司法部門の調査に協力しなければならない。

## 第二章 苦情処理

第六条 展示会が3日間以上（3日を含む）にわたる場合または展示会管理部門が必要と認める場合は、展示会主催者は展示期間中に知的財産権の苦情受付機関を設置しなければならない。苦情受付機関が設置された場合は、展示会開催地の知的財産権行政管理部門は駐在職員を派遣し、法律に則り知的財産権侵害事件を処理しなければならない。

苦情受付機関が設立されない場合は、展示会開催地の知的財産権行政管理部門は展示会の知的財産権保護に対する指導、監督および関係事件の処理を強化し、展示会主催者は開催地における関係する知的財産権行政管理部門の連絡担当者、連絡方法等を展示会場における目立つ位置で公示しなければならない。

第七条 展示会における知的財産権の苦情受付機関は、展示会主催者、展示会管理部門、専利・商標・著作権等の知的財産権行政管理部門によって構成され、次の職責を負う。

- (一) 知的財産権の権利者からの苦情を受け付け、展示会開催期間において知的財産権侵害の疑いがある展示品の出展を一時中止させる
- (二) 苦情に関する資料を知的財産権行政管理部門に引き渡す
- (三) 苦情の処理を協調し促す
- (四) 展示会の知的財産権保護情報に対して統計・分析を行う
- (五) その他の関係事項

第八条 知的財産権の権利者は展示会の知的財産権苦情受付機関に対して苦情を申し出ることができ、また知的財産権行政管理部門に直接苦情を申し出ることができる。権利者が苦情受付機関に苦情を申し出るときには次の資料を提出しなければならない。

- (一) 合法かつ有効な知的財産権の権利帰属証明：専利に係る場合は、専利証書、専利公告文書、専利権者の身分証明、専利法律状態の証明を提出しなければならない。商標に係る場合は、苦情を申し出た人が署名押印により確認した商標の登録証明文書、商標権者の身分証明を提出しなければならない。著作権に係る場合は、著作権の権利証明、著作権者の身分証明を提出しなければならない。
- (二) 権利侵害が疑われる当事者の基本情報
- (三) 権利侵害が疑われる理由と証拠
- (四) 代理人による苦情申し出の場合は委任書を提出しなければならない。

第九条 この弁法第八条の規定を満たさない場合は、展示会の知的財産権苦情受付機関または知的財産権行政管理部門は、ただちに苦情を申し出た人または請求人に関係資料の補充の旨を通知しなければならない。補充されなかった場合は受理しない。

第十条 苦情を申し出た人が虚偽の資料を提出することまたはその他苦情が真実ではないことにより、苦情を受けた者に損失を与えた場合は、相応の法律責任を負わなければならない。

第十一条 展示会の知的財産権苦情受付機関は、この弁法第八条の規定を満たす苦情資料を受け付けた場合、24 時間以内に関係する知的財産権行政管理部門へ送付しなければならない。

第十二条 地方の知的財産権行政管理部門が苦情または処理の請求を受理した場合は、展示会主催者に通知し、ただちに苦情を訴えられた人また被請求人に通知しなければならない。

第十三条 知的財産権を侵害する苦情または請求を処理する過程で、地方の知的財産権行政管理部門は、展示会の会期に基づき、苦情を訴えられた人または被請求人に答弁期限を指定することができる。

第十四条 苦情を訴えられた人または被請求人が答弁書を提出した後、地方の知的財産権行政管理部門がさらに調査をする必要を認めた場合を除き、ただちに決定し、双方当事者に送付しなければならない。

苦情を訴えられた人または被請求人が答弁期限内に答弁書を提出しない場合は、地方知的財産権行政管理部門の決定に影響しない。

第十五条 展示会終了後、関係する知的財産権行政管理部門はただちに処理結果を展示会主催者に通達しなければならない。展示会主催者は、展示会の知的財産権保護の統計分析作業を行い、状況をただちに展示会管理部門に報告しなければならない。

### 第三章 展示会期間における専利保護

第十六条 展示会の苦情受付機関が地方知的財産権局の協力を必要とする場合、地方知的財産権局は積極的に協力して、展示会の知的財産権保護に参加しなければならない。地方知的財産権局が展示会期間において次に掲げる業務を行うことができる。

(一) 展示会苦情受付機関の引き渡した専利権侵害の疑いがある苦情を受理し、専利に係る法律・法規の関係規定に基づき処理する。

(二) 展示項目による専利権侵害に係る専利権侵害紛争の処理請求を受理し、『専利法』第五十七条の規定に基づき処理する。

(三) 展示項目に他人の専利の虚偽表示および専利偽称の疑いがあるとする通報を受理し、または職権に基づき展示項目における他人の専利の虚偽表示及び専利の偽称行為を取り締まり、『専利法』第五十八条、第五十九条の規定に基づき処罰する。

第十七条 次の各号の一に該当するときは、地方知的財産権局は専利権侵害の苦情または処理請求を受理しない。

(一) 苦情を申し出た人または請求人が人民法院に専利権侵害訴訟を起こしている場合

(二) 専利権が無効宣告請求中の場合

(三) 専利権の帰属紛争で人民法院が審査を行っているまたは専利管理部門が和解を進めている場合

(四) 専利権が終了し、専利権利者が権利の回復を手続中の場合

第十八条 地方知的財産権局が苦情を訴えられた人または被請求人へ通知するとき、その場で即時に調査と証拠の収集を行い、事件に関係する文書を閲覧・複写し、当事者への質問を行い、写真撮影、映像撮影等の方法による現場検証を行うことができるほか、サンプル抽出による証拠の収集を行うこともできる。

地方知的財産権局は証拠収集について必ず記録を作成し、担当者、証拠調査を受けた当事者の署名押印をしなければならない。証拠調査を受けた当事者が署名押印を拒絶した場合、記録に原因を記載しなければならない。その他の者が現場にいた場合は、同時にその者の署名を受けることもできる。

### 第四章 展示会期間における商標保護

第十九条 展示会の苦情受付機関が地方の工商行政管理部門の協力を必要とする場合、地方の工商行政管理部門は積極的に協力し、展示会の知的財産権保護作業に参加しな

ればならない。地方の工商行政管理部門が展示会期間において次に掲げる業務を行うことができる。

- (一) 展示会苦情受付機関の引き渡した商標権侵害の疑いがある苦情を受け取り、商標に係る法律・法規の関係規定に基づき処理する。
- (二) 『商標法』第五十二条の規定に該当する商標専用権侵害の苦情を受理する
- (三) 職権に基づき商標違法事件を取り締まる

第二十条 次の各号の一に該当するとき、地方の工商行政管理部門は商標専用権侵害の苦情または処理請求を受理しない。

- (一) 苦情を申し出た人または請求人が人民法院に商標権侵害訴訟を起こしている場合
- (二) 商標権が無効または抹消されている場合

第二十一条 地方の工商行政管理部門は受理決定後、商標に係る法律法規などの規定に基づき調査・処理を行うことができる。

## 第五章 展示会期間における著作権保護

第二十二条 展示会の苦情受付機関が地方の著作権行政管理部門の協力を必要とする場合、地方の著作権行政管理部門は積極的に協力して、展示会の知的財産権保護に参加しなければならない。地方の著作権行政管理部門が展示会期間において次に掲げる業務を行うことができる。。

- (一) 展示会苦情受付機関が引き渡した著作権侵害の疑いがある苦情を受け取り、著作権法に係る法律・法規の関係規定に基づき処置する
- (二) 『著作権法』第四十七条の規定に該当する著作権侵害の苦情を受理し、『著作権法』の関係規定に基づいて処罰する

第二十三条 地方の著作権行政管理部門が苦情または請求を受け付けた後に、次の手段による証拠収集をすることができる。

- (一) 権利侵害が疑われる行為に関係する文書、帳簿その他書類を閲覧、複写する
- (二) 権利侵害が疑われるコピー製品のサンプリングを行う
- (三) 権利侵害が疑われるコピー製品を登録して保存する

## 第六章 法律責任

第二十四条 知的財産権侵害が疑われる苦情について、地方の知的財産権行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合は、展示会管理部門と共同で出展者に対して処理を行わなければならない。

第二十五条 特許権または実用新案権に対する権利侵害の疑いについての処理請求に対して、地方の知的財産権局が権利侵害の成立を認定した場合は、『専利法』第十一条第一項の許諾販売行為の禁止に関する規定および『専利法』第五十七条の権利侵害人の

権利侵害行為をただちに終了させる規定に基づき、被請求人に展示会場から権利を侵害している展示品の撤収、権利を侵害する製品の宣伝資料の廃棄、権利を侵害している項目を紹介するための展示パネルの交換を命ずる処理決定をしなければならない。

意匠権に対する権利侵害の疑いについての処理請求に対して、被請求人が展示会場でその展示品を販売していて、地方の知的財産権局が権利侵害の成立を認定した場合は、『専利法』第十一条第二項の販売行為の禁止に関する規定、および第五十七条の権利侵害人の権利侵害行為をただちに終了させる規定に基づき、被請求人に展示会場から権利を侵害する展示品の撤収を命ずる処理決定をしなければならない。

第二十六条 展示会期間中における他人の専利の虚偽表示、非専利商品による専利製品の偽称、非専利方法による専利方法の偽称について、地方知的財産権局が『専利法』第五十八条と第五十九条の規定に基づき処罰しなければならない。

第二十七条 商標事件に関する処理請求について、地方の工商行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合は、『商標法』及び『商標法实施条例』などの関係規定に基づき処罰しなければならない。

第二十八条 著作権および関係権利の侵害への処理請求について、地方の著作権行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合は、『著作権法』第四十七条の規定に基づき処罰し、権利侵害の展示品及び権利侵害の展示品を説明する宣伝資料を没収、廃棄処分し、展示項目を紹介する展示パネルを交換しなければならない。

第二十九条 調査によって苦情を訴えられた又は請求された展示項目が、人民法院又は知的財産権行政管理部門により権利侵害成立の判定又は決定がされ、かつ法的効力が生じた場合、地方の知的財産権行政管理部門は第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条に掲げる処理決定を直接行うことができる。

第三十条 請求人が被請求人の権利侵害展示行為の制止についての請求のほかに、同一の被請求人のその他の知的財産権侵害行為の制止を請求した場合は、地方の知的財産権行政管理部門はその管轄地域内の権利侵害が疑われる行為に対して、関係する知的財産権法律法規および規則に基づき処理を行うことができる。

第三十一条 出展者による権利侵害が成立した場合は、展示会管理部門は法律に則り出展者について公告することができる。出展者が連続 2 回以上権利侵害行為を行った場合には、展示会主催者はその出展者の次回展示会への参加を禁止すべきである。

第三十二条 主催者による展示会の知的財産権保護が十分でない場合は、展示会管理部門が主催者に警告しなければならないが、状況によっては法律に則り当該主催者による次回の関係展示会主催の申請を拒絶する。

第三十三条 展示会終了後に事件の処理がまだ終了しない場合は、事件の関係事実と証拠を展示会主催者に確認のうえ、展示会開催地の知的財産権行政管理部門から 15 労働日以内に管轄権を有する知的財産権行政管理部門へ移し、法律に則り処理することができる。

第三十四条 この弁法における知的財産権行政管理部門は専利、商標、著作権行政管理部門のことをいう。この弁法における展示会管理部門は展示会の許認可部門又は登録部門をいう。

第三十五条 この弁法は 2006 年 3 月 1 日から実施する。